

## 愛媛県土木部発注工事における県産品優先使用の実施要領

### 1. 目的

愛媛県土木部が発注する工事において、ふるさと愛媛の中小企業振興条例（平成24年10月23日条例第68号）及び愛媛県工事請負契約書の特約に基づき、県産品（愛媛県内で産出、生産、製造又は加工された資材をいう。以下同じ。）の優先使用に係る取組みについて一層の徹底を図り、工事における県内業者への経済波及効果を高めることを目的とする。

### 2. 取組方針

#### (1) 県産品の優先使用

工事に使用する資材は、規格、品質、価格等が適当である場合、県産品を優先して使用するものとする。

#### (2) 県内業者販売資材の優先使用

県産品がない場合又は県産品を使用することが困難な場合にあつては、県内の業者（営業所、支店も含む）が販売する資材を優先して使用するものとする。

### 3. 対象工事

愛媛県土木部が発注するすべての工事（WTO対象工事は除く）を対象とする。

### 4. 取組内容

工事における県産品の優先使用に係る取組みについては、次のとおり実施するものとする。

#### (1) 県産品の優先使用等を記載した特記仕様書の添付

発注者は、工事における県産品の優先使用の徹底を図るため、受注者が実施する事項等を記載した特記仕様書を設計書に添付する。

#### (2) 県産品の使用の有無等を記載した施工計画書の提出

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書の「主要資材」（様式1）において、県産品使用の有無等を記載するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載する。

なお、施工計画書の提出が省略されている工事については、「主要資材」（様式1）に県産品使用の有無等を記載し提出するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載し提出する。

県産品を使用できない理由は、次の①～③のいずれかとする。

[県産品を使用できない理由]

- ①該当する資材が、県産品には存在しない。
- ②県産品が県産品以外と比較して高価である。
- ③その他（具体的な理由を記載）

### (3) 県産品の使用の有無等の確認

監督員は、県産品の使用の有無、県産品を使用できない場合の理由等について受注者に確認を行う。

なお、県産品が存在しない資材については、別紙「資材分類表」も参考にして受注者に確認すること。

また、確認資料（当該資材を取り扱っていない旨の県内販売業者の証明書、見積書等）により確認する必要があると判断した場合には、受注者に対して確認資料の提示を求めること。

### (4) 使用資材実績報告書の提出

受注者は、工事完成後又は監督員から指示された場合、使用資材を記載した「使用資材実績報告書」（様式3）を提出する。

### (5) 県産品の使用実績等の確認

監督員は、受注者から提出のあった「使用資材実績報告書」について、県産品の使用に関し「主要資材」、「県産品未使用理由書」との整合を確認するとともに、県産品使用率を確認する。

なお、県産品使用率の確認においては、受注者に対して算定に要した根拠資料（使用資材の金額等）の提示を求め、確認すること。

### (6) 工事成績評定における評価

工事成績評定の対象である当初請負代金額500万円以上の工事について、受注者の県産品の優先使用の取組みについて評価を行う。

[評価方法]

担当課長の考査項目

考査項目	細 別	評価対象項目
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	県産品使用率が100%であった。

※ 県産品が存在しない等、やむを得ない理由により県産品以外を使用した資材を除き、県産品をすべて使用した場合、評価対象項目「県産品使用率が100%であった。」において評価する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から適用する。

資材分類表 1  
(県産品の確認に係る参考資料)

分類	小分類	品目名称	県産品の有無
木材・木製品			
	一般製材	板類、ひき割類、ひき角類、箱材、荷造用仕組材、その他の製材製品(電柱、支柱、坑木、腕木、木ずり、止木、まくら木、ランバーコア用芯板、型枠、矢板等)、木材の素材(製材工場からのもの)	有
	単板	単板(ベニヤ)(突板、化粧用単板、竹単板、合板用単板、化粧用突板等)	有
	合板	普通合板(ベニヤ合板、ベニヤパネル、強化木、単板積層材、コンクリート型枠用合板等)	有
		特殊合板(集成材を除く)(化粧合板、溝付合板、表面化粧合板、特殊コア合板、竹合板、有孔合板、ランバーコア合板、軽量コア合板、プリント合板等)	有
	木材チップ	木材チップ	有
	集成材	集成材(造作用、化粧ばり造作用、化粧ばり構造用)	有
	造作材(建具を除く)	造作材(建具を除く)(窓枠、戸枠、羽目板、天井板、階段の手摺、敷居、尺枠(ドアの枠)、木製サッシ(窓枠、戸枠)等)	有
	銘木	銘板、銘木、床柱	無
	床板	床板(フローリングボード、フローリングブロック、パネルボード、パーケット、縁甲板、木質複合床板、ボーリングボード等)	有
	木材薬品処理	薬品処理木材(薬品処理電柱、薬品処理まくら木、薬品処理合板、合成樹脂注入木材、注入電柱等)	有
化学工業製品			
	複合肥料	化成肥料(過りん酸系、りん鉱石系、硫りん安系、りん酸液系、りん酸アンモニウム(肥料用)等)、配合肥料	有
	その他の化学肥料	その他の化学肥料(けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料等)	有
	塗料	油性塗料(ボイル油、油ペイント、油性ワニス、油性エナメル等)、ラッカー(クリヤラッカー、ラッカーエナメル等)、電気絶縁塗料、水系合成樹脂塗料、無溶剤系合成樹脂塗料	無
		溶剤系合成樹脂塗料、シンナー	有
	火薬類	産業用火薬・爆薬(産業用火薬・爆薬ダイナマイト、硝安爆薬、硝安油剤爆薬、黒色火薬、産業用無煙火薬、カーリット、産業用TNT等)、その他の火工品(電気雷管、導火線、導爆線、工業雷管、信号雷管、銃用雷管等)	無
石油製品			
	舗装材料	アスファルト舗装混合材(再生アスファルト含む)	有
	プラスチック板	プラスチック平板(厚さ0.5mm以上で硬質のもの)	無
	プラスチック管・継手	プラスチック硬質管、プラスチック継手(バルブ、コックを含む)	有
	プラスチック異形押出製品	プラスチック雨とい・同附属品	有
	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品(切断、接合、塗装、蒸着めつき、バフ加工等)	有
	プラスチックシート	プラスチックシート(厚さ0.2mm以上で軟質のもの)	有
	プラスチック床材	プラスチックタイル(塩化ビニルタイル等)	無
		その他のプラスチック床材	有
	硬質プラスチック発泡製品	その他の硬質プラスチック発泡製品(棒状・管状発泡製品、人工雪(粒)等)	有
		硬質プラスチック発泡製品(厚板)(厚さ3mm以上)、硬質プラスチック発泡製品(薄板)(厚さ3mm未満のもの)	無
	強化プラスチック製板・棒・管・継手	強化プラスチック製板・棒・管・継手	無
	強化プラスチック製容器・浴槽等	強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、工業用強化プラスチック製品	有
ゴム製品			
	ゴムホース	ゴムホース	有
	工業用ゴム製品	ゴム製パッキン類、ゴムライニング、工業用スポンジ製品、その他の工業用ゴム製品	有
		ゴムロール、ゴム管、防振ゴム、工業用ゴム板、防げん材	無

注1 経済産業省が公表している経済構造実態調査 製造業事業所調査(品目別統計表データ)(令和4年度)を参考に作成。

資材分類表 2  
(県産品の確認に係る参考資料)

分類	小分類	品目名称	県産品の有無
窯業・土石製品			
	板ガラス	板ガラス(普通・変わり板ガラス、磨き板ガラス、その他の板ガラス)	無
	セメント	セメント(ポルトランドセメント、その他の水硬性セメント)	無
	生コンクリート	生コンクリート	有
	コンクリート製品	土木用コンクリートブロック(積ブロック、間知ブロック、張ブロック、連結ブロック、法枠ブロック、護岸用ブロック等)、道路用コンクリート製品(L字溝、U字溝等)、プレストレストコンクリート製品(枕木、はり、けた等)、遠心力鉄筋コンクリート柱(ポール)、遠心力鉄筋コンクリートくい(パイル)	有
		コンクリート管(遠心力鉄筋コンクリート管を除く)、遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、テラゾー製品、コンクリート系プレハブ住宅、空洞コンクリートブロック	無
		その他のコンクリート製品(マグセメント板、コンクリートパネル等)	有
	その他のセメント製品	厚形スレート、木材セメント製品(パルプセメント板、木片セメント板を含む)、気泡コンクリート製品(気泡パネル、気泡ブロック等)	無
		他に分類されないセメント製品(セメントモルタル製板、ブロック等)	無
	粘土かわら	いぶしかわら	有
		うわ薬かわら、塩焼かわら	無
	普通れんが	普通れんが(建築用れんが、築炉用外張りれんが、舗装用れんが等)	無
	衛生陶器	衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等)付属品等を含む	無
	電気用陶磁器	がい子、がい管	有
	陶磁器製タイル	内装タイル(うわ薬タイル(内装用)等)	有
		モザイクタイル(うわ薬タイル(モザイク用)等)、その他のタイル(外装タイル、床タイル、うわ薬タイル、(モザイク用、内装用を除く。))等)	無
	砕石	砕石(土木建築用砕石、玉石砕石、岩石砕石等)	有
	再生骨材(コンクリート塊を粉砕したもの)	再生骨材	有
	石工品	石工品(碑石、墓石、建築用角石、石盤、石材彫刻品、石うす、石とうろう、敷石、すずり、石タイル等)	有
	人工骨材(砕石、再生骨材を除く)		無
	石こう(膏)製品	焼石こう、石こうプラスタ製品(混合石こうプラスタ、ボード用石こうプラスタ等)	無
		石こうボード、同製品(ラスボード、吸音ボード、化粧ボード等)	有
		その他の石こう製品(建築用装飾石こう製品、石こう美術品・置物等)	有
鉄鋼			
	普通鋼、特殊鋼	形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼管、帯工(普通鋼冷延広幅帯鋼(幅600mm以上でコイル状のもの)を除く)など	無
	普通鋼冷間仕上鋼材	普通鋼冷延広幅帯鋼(幅600mm以上でコイル状のもの)	有
	亜鉛鉄板	亜鉛めっき鋼板(亜鉛めっき帯鋼を含む)	有
	その他の表面処理鋼材	ブリキ、ティンフリースチール、針金、亜鉛めっき硬鋼線(その他のめっき鉄線を含む)	無
		その他の表面処理鋼材(アルミめっき鋼板、亜鉛めっき形鋼、ガルバリウム鋼板、ビニル鋼板等)	無
非鉄金属			
	電線・ケーブル(光ファイバケーブルを除く)	銅荒引線、銅裸線、巻線、電力ケーブル、通信ケーブル、アルミニウム荒引線、アルミニウム線(アルミニウム荒引線を除く)	無
		銅被覆線(コード、キャブタイヤ、機ひもカンブリック線、屋外ビニル線、屋内ビニル線、ビニルコード、制御用ビニル線、通信用ビニル線、クロロプレノ口出線、クロロプレノキャブタイヤ、ブチルゴム線等)	有
	光ファイバケーブル(通信複合ケーブルを含む)	光ファイバコード(心線を含む)、光ファイバケーブル(複合ケーブルを含)	無

注1 経済産業省が公表している経済構造実態調査 製造業事業所調査(品目別統計表データ)(令和4年度)を参考に作成。

資材分類表3  
(県産品の確認に係る参考資料)

分類	小分類	品目名称	県産品の有無
金属製品			
	鉄骨	鉄骨、軽量鉄骨	有
	建設用金属製品(鉄骨を除く)	橋りょう、鉄塔	無
		水門、その他の建設用金属製品(メタルフォーム(鋼製型枠)、はしご(可搬式のものを除く)、水圧鉄管、浮ドック、浮さん橋、ガードレール、鋼管(ベンディングロール成型によるもの)、階段、鋼板煙突、グレーチング等)	有
	金属製サッシ、ドア	アルミニウム製サッシ(住宅用、ビル用)、アルミニウム製ドア、金属製サッシ・ドア	有
	建築用金属製品(サッシ、ドア、建築用金属物を除く)	建築用板金製品(ベンチレータ、天窗、雨戸、とい、雪止等)	有
		その他の建築用金属製品(装飾用金属製品、化粧棚、カーテンウォール、金属製物置、金属製日よけ等)	有
	その他の金属線製品	非鉄金属製金網、ワイヤーロープ、PC鋼より線	無
		鉄製金網(溶接金網、じゃかごを含む(ビニル被覆金網、ステンレス金網等))、溶接棒	有
		他に分類されない線材製品(有刺鉄線、ワイヤチェーン、ワイヤラス、ビニル被覆鉄線等)	無
	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等	ボルト、ナット	無
		その他のボルト・ナット等関連製品(ターンバックル、トングルボルト、割ピン、鋸、犬くぎ、かすがい、スパイク、ボールネジ等)	無
		リベット、座金(ワッシャ)、木ねじ、小ねじ、押しねじ	無
電気機械器具			
	発電機・電動機・その他の回転電気機械	発電機・電動機・その他の回転電気機械の部分品・取付具・附属品	有
	電力開閉装置	継電器、遮断機、開閉器	無
		電力開閉装置の部分品・取付具・附属品	有
	配電盤・電力制御装置	配電盤、監視制御装置、分電盤、その他の配電盤・電力制御装置(避雷装置、抵抗器、密閉形ガス絶縁装置、電磁クラッチ等)、配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品	有
	配線器具・配線付属品	小型開閉器、点滅器、接続器	無
		その他の配線器具・配線付属品(電球保持器、ヒューズ、パネルボード、ベル用変圧器、端子、小形配線箱等)	無
	空調・住宅関連機器	扇風機(卓上扇風機、天井扇風機等)、換気扇(ウインドファン、空調換気扇、レンジフード換気扇等)、エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形等)、その他の空調・住宅関連機器(電気温水器、ヒートポンプ式給湯機、加湿器、除湿器、冷風扇、空気清浄機、家庭用、タイムスイッチ等)	無
		空調・住宅関連機器の部分品・取付具附属品	有
	電球	一般照明用電球(LED電球含む)	無
		放電ランプ(水銀灯、ナトリウムランプ、HIDランプ等)	有
	電気照明器具	照明器具(白熱電灯、直管蛍光灯、環形管蛍光灯、蛍光灯器具(直管、環形管を除く)、水銀灯、発光ランプ、携帯電灯、懐中電灯、点検灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、自動車用、ウインカ等)	無
		照明器具用安定器(スリムライン)、調光器等	無
	蓄電池	鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池	無

注1 経済産業省が公表している経済構造実態調査 製造業事業所調査(品目別統計表データ)(令和4年度)を参考に作成。

## 県産品優先使用に係る特記仕様書

### (適用)

第1条 本特記仕様書は、工事請負契約書の特約で規定されている県産品（愛媛県内で産出、生産、製造又は加工された資材をいう。以下同じ。）の優先使用の徹底を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (県産品の優先使用)

第2条 受注者は、工事請負契約書の特約に基づき、工事に使用する資材は、規格、品質、価格等が適当である場合、県産品を優先して使用しなければならない。

### (県内業者販売資材の優先使用)

第3条 受注者は、県産品がない場合又は県産品を使用することが困難な場合にあつては、県内の業者（営業所、支店も含む）が販売する資材を優先して使用しなければならない。

### (県産品の使用計画等)

第4条 受注者は、工事着手前に提出する施工計画書の「主要資材」（様式1）において、県産品使用の有無等を記載するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）を監督員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の提出が省略されている工事については、「主要資材」（様式1）に県産品使用の有無等を記載し提出するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載し提出しなければならない。

### (県産品未使用理由の確認)

第5条 受注者は、「県産品未使用理由書」の監督員の確認において、監督員から請求があつた場合は、確認資料（当該資材を取り扱っていない旨の県内販売業者の証明書、見積書等）を提示しなければならない。

### (使用資材の実績報告)

第6条 受注者は、工事完成後又は監督員から指示された場合、「使用資材実績報告書」（様式3）を監督員に提出しなければならない。

### (県産品使用実績の確認)

第7条 受注者は、「使用資材実績報告書」の監督員の確認において、監督員から請求があつた場合は、県産品使用率の算定に要した根拠資料（使用資材の金額等）を提示しなければならない。













